

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	吉村 武典
論文題目	マムルーク朝時代のエジプト統治に関する研究 --ナイル治水と地方行政を中心に--
審査要旨	
<p>本論文は、バブリー・マムルーク朝期(1250-1382年)を中心としつつ15世紀前半までを対象として、エジプトにおけるナイル川の灌漑・治水事業に着目し、同王朝期の水利事業をめぐる諸慣行とその変遷、水利事業と政治状況との関連性、中央・地方行政制度の整備などの問題について、具体的に探究した論文である。その結果として、マムルーク朝の政策や行政制度、そしてエジプト社会にいかなる変容をもたらされたのかが検討された。その際に、アラビア語による年代記、伝記集、ファダーイル(エジプトの美質の書)、地理書、ナイルの水利書など多岐にわたる史料が、写本に至るまで縦横に活用されている。</p> <p>より詳細に各章の内容を概観すると、まず第1章では、マムルーク朝期のナイル川水利事業が、エジプトにおいて先行する諸王朝や、さらにイスラーム期以前に遡る慣行に基づき行なわれてきたことが論じられた。その慣行の中には、コプト農事暦やナイル川水位計測システムなどが含まれる。とりわけ、エジプトの灌漑農業において最も重視された、ジスル(灌漑土手)の維持管理をめぐる取られた政策の変遷が、詳細に検討された。政府が管理するジスルについては、14世紀後半にその慣行の衰微兆候が見られるとともに、そのムクター(イクター保有者)へ直接管理が委ねられるようになった可能性が論じられた。</p> <p>第2章では、マムルーク朝政府によるナイル川の大規模水利事業の実例を取り上げ、その特徴を分析した。ここでは特に、スルターン・ナーシル・ムハンマドによるナーシル運河掘削事業を取り上げ、その過程と歴史的意義を詳細に検討した。その結果、この事業が同スルターンの新拠点となる北東部のシルヤークース地区とカイロ市街を運河で結ぶこと、及びカイロ北東部地域の開発を企図したものであることが明らかにされた。この検討作業を通じて、アミール(有力軍人・軍司令官)や各地の行政官がイクター(軍事奉仕の対価としての土地徴税権)を受給する際に生じる奉仕義務として、大規模水利事業が課せられていたことが確認された。また、複数の運河を連結させて運河の水位を保つ土木技術からは、当時の技術者の高い力量が窺えた。</p> <p>第3章では、カイロ近郊においてナイル川分流を塞ぐ形で、中洲と西岸を灌漑土手で結んだジスル・マンジャクの建設事業をもとに、14世紀後半の大規模水利事業の実態と特徴が追究された。これはナイル川の渇水に伴って生じた水運の障害や飲料水不足などによる都市の機能不全解消のため、計画されたものであった。当時、軍人たちによる権力闘争は激化しており、またエジプト全土にわたる黒死病の流行は猖獗を極め、農村人口の減少と行政の機能不全がもたらされていた。本章はその様子も背景として描出しており、地方行政官に</p>	

よる不正行為や、地方における水利機構の維持放棄などからは、政治腐敗と行政機能不全が行政の末端まで及んでいたことが窺えた。また、臨時税によって水利事業が施行されたことは、イクター受給に対する見返りとして労働力の供出が行われてきた旧来の慣行に反しており、マムルーク朝における国家体制の根本に関わる変化の予兆と吉村氏は捉えている。

第4章においては、バフリー・マムルーク朝期のエジプト全土にわたる行政システムの変遷が、ワーリー、カーシフと呼ばれる監督官を手懸りにとして再検討された。とりわけ、彼らによる灌漑施設の監督業務は、徴税業務と深くかかわっていた。マムルーク朝のエジプト統治初期には、毎年、諸地域の徴税や灌漑施設監督のために、百騎長アミールとワーリーを派遣していたが、ナーシル検地以降は、四十騎長のカーシフと四十騎長・十騎長のアミールを中心とするワーリーが派遣されるようになっていた。カーシフの派遣は、ワーリーによる職権濫用や過剰な収奪を防ぐ意味合いでも、不可欠であった。しかし、14世紀後半の社会混乱と農村疲弊の過程で、ウルバーン(アラブ遊牧民、及びその子孫)による反乱も頻発するようになり、その対抗措置として、軍事経験の豊富なアミールがカーシフとして任用されるようになった。また、ナーイブ職もウルバーン対策強化のために設置されていた。当時、カーシフが各地へ派遣されるワーリーと類似の行政官へと変貌を遂げていくに伴って、地方行政官としてのワーリーは減少を見せていた。吉村氏は、地方行政の諸業務がカーシフへと集約されていた、16世紀オスマン朝期統治期におけるエジプト地方行政制度の祖型がここに見いだせると結論した。

以上のように、本論文はナイル川の水利というテーマを軸として、13世紀後半-15世紀前半のエジプトにおける灌漑慣行の実態や大規模水利事業の意義、王朝の政策と行政慣行の変遷などを丹念に追究したものと評価できる。また、その際にマムルーク朝の中央行政のみならず、地方行政をも含めて総合的に検討し、それと絡めて王朝の水利事業を論じたところにも、大きな意義があると言えよう。公開審査会においては、マムルーク朝エジプト統治における中央行政と地方行政との関係、及び全体を統一する論旨の不明瞭さなどについて指摘があった。しかし、本論文の価値がそれらによって損なわれることはない。よって、本審査委員会は全員一致で、これを博士学位の授与に相応しい論文であると判定した。

公開審査会開催日	2014年 5月 29日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	専門分野	氏名
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士(文学) 東京大学	中東社会史	大稔 哲也
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士(文学) 早稲田大学	中国古代史	工藤 元男
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授		エジプト学	近藤 二郎
審査委員	お茶の水女子大学・教授		アラブ・イスラーム史	三浦 徹